

平成27年度 第2回

# 芦屋市都市計画審議会

## 資 料

平成27年8月24日(月)  
芦 屋 市

# 《 資料一覽 》

## 【 諮問事項 】

### 1. 諮問第4号

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更(芦屋市決定)

南芦屋浜地区地区計画の変更について . . . . . ①

### 2. 諮問第5号

阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)用途地域の変更(芦屋市決定)について . . . ②

### 【 案件概略位置図 】



阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画の変更(芦屋市決定)

南芦屋浜地区地区計画の変更

**【諮問第4号】**



# 計 画 書

阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定）

都市計画南芦屋浜地区地区計画を次のように変更する。

名 称	南芦屋浜地区地区計画
位 置	芦屋市陽光町，海洋町，南浜町及び涼風町
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約 1 2 5 . 6 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>南芦屋浜地区は、民間マリーナを核に住宅、商業、文化、海洋性レクリエーション等の複合機能を持ち、防災や福祉にも配慮し、「国際文化住宅都市・芦屋の新たな展開」、「都市生活者のためのウォーターフロントの創生」、「マリーナコンプレックスの形成」を図るものである。</p> <p>このため、地区計画の策定により、高質な住環境と多様な都市活動や機能空間が複合した多様性のある街、海を生かした住宅や商業、文化、レクリエーション等の機能を持つ親水性のある街、緑と海が眺望でき海上からのスカイライン景観に配慮した街の形成をめざす。さらに、これらが相まって、我が国では希有なマリーナを核とする緑豊かな文化的香気及び国際性あふれる“芦屋らしい街”の創出を目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>当地区を地区の特性に応じて、次の 1 1 地区に区分し、多様な住環境と都市機能を形成する土地利用を図る。</p> <p>さらに、地区全体で緑豊かな環境を創出するため、公園・緑地を適切に配置すると共に湾岸側道並びに幹線道路等に接する敷地については高木を重点的に配置する他、中木、低木、花卉類、芝等を植栽した沿道緑化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「低層住宅地区」 アメニティが高く様々な住戸タイプを提供する低層戸建住宅を中心として、緑豊かで良好な住宅地区とする。また、マリーナ水域に面する住宅地は、マリーナから見た景観についても配慮する。</li> <li>2. 「中高層住宅地区 1」 眺望が優れ、多様な都市型ライフスタイルに対応する中高層の集合住宅や復興住宅の地区とする。また、建築物等によるスカイラインの形成に配慮する。</li> <li>3. 「中高層住宅地区 2」 隣接する係留施設付き住宅と調和した、多様な都市型ライフスタイルに対応する中高層の集合住宅の地区とする。また、マリーナから見た景観についても配慮する。</li> <li>4. 「親水住宅地区」 マリーナ水域に面して配置し、係留施設付の低層住宅や中高層住宅を中心に、親水性に富みリゾート性の高い集合住宅地区とする。</li> <li>5. 「センター地区」 マリーナ水域に面して配置し、当地区での多様な生活と都市活動を支援する商業施設、公益施設、文化施設等を集中的に設ける地区とする。</li> <li>6. 「マリーナ地区」 マリーナ関連施設や、マリーナを活かした賑わいとなる施設により、活気のある都市空間を形成する地区とする。また、耐震強化護岸を活用した災害時の救援物資集積拠点とする。</li> </ol>

区域の整備・開発及び保全の方針		<p>7. 「生活利便地区 1」 業務施設, 医療施設及び生活利便施設等の生活関連業務施設等を設ける地区とする。</p> <p>8. 「生活利便地区 2」 教育施設用地及び生活利便施設等の生活関連業務施設等を設ける地区とする。</p> <p>9. 「業務・研究地区」 業務・研究用地とする。</p> <p>10. 「公共施設地区」 都市生活に欠かせない下水道処理施設及び公園等の用地とする。</p> <p>11. 「教育施設地区」 教育施設用地とする。</p>
		<p>原則として0.5mを超える現状地盤面の変更は行わないこととする。ただし、特別な理由により、やむを得ないと市長が判断する場合は、必要最低限の範囲で盛土を認める場合がある。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>1. 都市計画道路打出浜線及び芦屋浜線に連絡し、地区内の自動車交通を円滑に処理するため、地区幹線道路, 補助幹線道路, 区画道路を適切に配置する。</p> <p>2. 地区幹線道路, 補助幹線道路の整備にあたっては、植樹帯等を設けて緑豊かなうらおいのある歩行者空間を確保する。</p> <p>3. 公園を適切に配置すると共に、水辺や中央部等にも緑地等を設け、地区全体を緑豊かな都市とする。</p> <p>4. 公園・緑地・緑道(フットパス)や主要施設を結び、歩車分離による安全で快適な歩行者ネットワークの確保を図る。</p>
建築物等の整備の方針	<p>1. 「低層住宅地区」 高質な住環境を確保しつつ緑豊かな環境を形成するため、建築物等の用途, 敷地規模, 建築物等の配置, 高さ, 形態・意匠及び敷地内緑化等に配慮して整備を行う。</p> <p>2. 「中高層住宅地区 1」, 「中高層住宅地区 2」 緑豊かな環境を形成するため、建築物等の用途, 敷地規模, 建築物等の配置, 形態・意匠及び敷地内緑化等に配慮して整備を行う。</p> <p>3. 「親水住宅地区」 親水性に富みリゾート性の高い住環境を形成するため、建築物等の用途, 敷地規模, 建築物等の配置, 高さ, 形態・意匠及び敷地内緑化等に配慮して整備を行う。</p> <p>4. 「センター地区」 魅力と賑わいあふれる環境を形成するため、建築物等の用途, 敷地規模, 建築物等の配置, 形態・意匠及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。</p> <p>5. 「マリーナ地区」 マリーナ機能や賑わいを形成するとともに周辺環境との調和を図るため、敷地規模, 建築物等の配置, 高さ, 形態・意匠及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。</p> <p>6. 「生活利便地区 1」, 「生活利便地区 2」 緑とうらおいのある環境を形成するとともに周辺の居住環境との調和を図るため、建築物等の用途, 敷地規模, 建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。</p> <p>7. 「業務・研究地区」 うらおいと活気あふれる環境を形成するとともに周辺環境との調和を図るため、建築物等の用途, 敷地規模, 建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。</p>	

	<p>8. 「公共施設地区」 周辺環境との調和を図るため、敷地規模、建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。</p> <p>9. 「教育施設地区」 良好な文化的環境を形成するため、建築物等の配置、形態、意匠及び敷地内緑化等に配慮して整備を行う。</p>
--	--

(白紙ページ)



地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積		約117.5 ha	
地区整備計画	地区の細区分	低層住宅地区 約43.2 ha	中高層住宅地区1 約6.5 ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5で定めるものを除く。)	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 近隣住民の利用に供する集会所 (5) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	10,000㎡
	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の8とする。	
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の4とする。ただし、幅員11m以下の道路を対象として、芦屋市建築基準法施行細則第22条1号から3号までのいずれかに該当する場合は、10分の1を加えることができる。	
	建築物の高さの最高限度	1 建築物の高さの最高限度は10mかつ軒の高さは7mとする。 2 建築物の各部分の高さ(地盤面からの高さによる。以下同じ。))は、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とする。	
	壁面の位置の制限	1 前面道路境界線から建築物の外壁(バルコニーの手すり壁その他これに類するもの及び出窓を含む。)若しくはこれに代わる柱又は高さ2mを超える門若しくは塀(以下「建築物の外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	1 前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1.5mとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1) この限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) この限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	車庫又は駐車場の出入り口は、区画道路(標準幅員6.3m)以外の道路に面して設けてはならない。	
垣若しくはさくの構造の制限	道路及び護岸に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの	

地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積		約117.5 ha	
地区整備計画	地区の細区分	中高層住宅地区2	親水住宅地区
	細区分の面積	約1.2 ha	約2.4 ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (4) 近隣住民の利用に供する集会所 (5) 店舗等で床面積が500㎡以下 (6) 住宅の管理を目的とする事務所 (7) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 一戸建ての住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (4) 市道涼風南浜線に接する敷地で、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち建築基準法施行令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する建築基準法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (6) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	500㎡	200㎡
	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の高さの最高限度	1 建築物の高さの最高限度は15mとする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が4m以上の範囲にあっては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。	1 建築物の高さの最高限度は12mとする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が4m以上の範囲にあっては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。
	壁面の位置の制限	1 前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	1 前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		車庫又は駐車場の出入り口は、市道涼風南浜線に面して設けてはならない。	
垣若しくはさくの構造の制限	道路及び護岸に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの	

地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積		約117.5 ha	
地区整備計画	地区の細区分	センター地区 約7.8 ha	マリーナ地区 約6.8 ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。) (2) 自動車教習所 (3) 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの (4) 倉庫で床面積の合計が500㎡を超えるもの (5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを含む) (6) カラオケボックスその他これに類するもの (7) 倉庫業を営む倉庫	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの (3) 倉庫で床面積の合計が500㎡を超えるもの (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを含む) (5) カラオケボックスその他これに類するもの (6) 倉庫業を営む倉庫
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	500㎡
	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の高さの最高限度		40mとする。
	壁面の位置の制限	1 市道陽光海洋線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は10mとする。ただし、公衆便所又はあずまやで建築物の高さが4m以下のものについては1.5mとする。 2 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	車庫又は駐車場の出入口は市道陽光海洋線に面して設けてはならない。ただし、緊急時等の車両用の出入口はこの限りでない。	
垣若しくははさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの		

地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積		約117.5 ha	
地区整備計画	地区の細区分	生活利便地区1 約3.3 ha	生活利便地区2 約2.0 ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 工場(建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。) (2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもので建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎で床面積の合計が15㎡を超えるもの (6) 倉庫で床面積の合計が500㎡を超えるもの (7) 専ら道路貨物運送業若しくは貨物運送取扱業の用に供する倉庫又は荷さばき場でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの (8) 県道芦屋鳴尾浜線に面する敷地については、地盤面からの高さが15m以上の部分を住宅の用途に供するもの	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 一戸建ての住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの (3) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (4) 学校(各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (7) 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。) (8) 診療所、病院 (9) 店舗、飲食店その他これらに類するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (10) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (11) 公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の5の4で定めるもの (12) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。)
	建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	200㎡
	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の高さの最高限度		1 建築物の高さの最高限度は15mとする。 2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が4m以上の範囲にあっては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。
	壁面の位置の制限	1 県道芦屋鳴尾浜線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、よう壁上部から3.2mとする。 2 前項の道路を除く道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1.5mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	1 県道芦屋鳴尾浜線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、よう壁上部から3.2mとする。 2 前項の道路を除く道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1.5mとする。 3 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項は適用しない。 (1) 前3項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前3項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	県道芦屋鳴尾浜線に面したよう壁を造りかえる場合は、景観と緑化に配慮した形態、色彩、意匠とすること。なお、当該用地の造成工事完了時における勾配を超えてはならない。	1 県道芦屋鳴尾浜線に面してよう壁を造る場合は、勾配よう壁とし、沿道のような壁と形態を統一すること。ただし、前面によう壁が隠れる程度の植栽を施す等、景観に配慮した形態、色彩、意匠とした場合はこの限りでない。 2 車庫又は駐車場の出入り口は、県道芦屋鳴尾浜線に面して新たに設けてはならない。ただし、現に県道芦屋鳴尾浜線に面する出入り口の位置の変更はこの限りでない。
	垣若しくはさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが3m以下のもの

地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり	
地区整備計画の区域面積		約117.5 ha	
地区整備計画	地区の細区分	業務・研究地区 約4.7 ha	公共施設地区 約39.6 ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの(ゲームセンターを含む) (3) カラオケボックスその他これに類するもの (4) 倉庫で床面積の合計が1,500㎡を超えるもの	
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡	
	建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		
	建築物の高さの最高限度		
	壁面の位置の制限	1 県道芦屋鳴尾浜線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、よう壁上部から3.2mとする。 2 前項の道路を除く道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項は適用しない。 (1) 前2項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) 前2項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) この限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。 (2) この限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	県道芦屋鳴尾浜線に面したよう壁を造りかえる場合は、景観と緑化に配慮した形態、色彩、意匠とすること。なお、当該用地の造成工事完了時における勾配を超えてはならない。	
垣若しくはさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 高さが0.6m未満のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの		

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域、地区の細区分は計画図表示のとおり」

理由

「別紙理由書のとおり」

(白紙ページ)

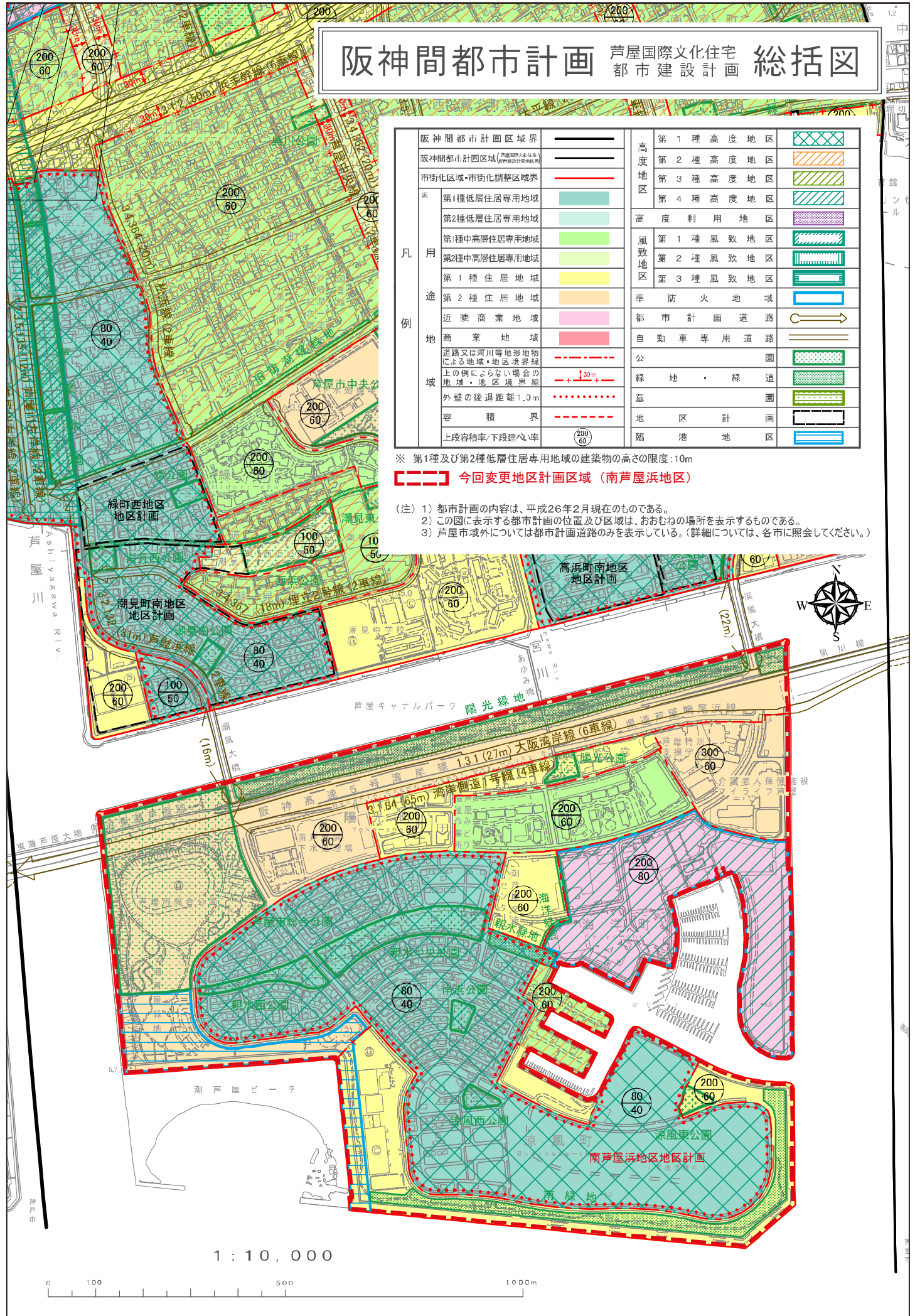
## 理 由 書

南芦屋浜地区は、兵庫県企業庁が策定した「潮芦屋プラン」に基づき、民間活力の導入を図りながら、ウォーターフロントを生かした住宅、商業などの機能をもつまちづくり事業を推進しているところである。

今回、既に地区整備計画が定められている区域のうち、土地利用計画が変更される地区について、土地利用の方針を一部変更するとともに、周辺との調和を図りまちづくりを円滑に進めるため、地区整備計画を変更するものである。



# 阪神間都市計画 芦屋国際文化住宅 総括図



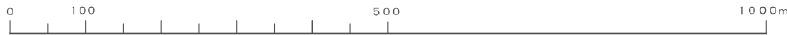
阪神間都市計画区域境界	———	高度地区	第1種高度地区	
阪神間都市計画区域(芦屋国際文化住宅)境界	———	第2種高度地区	第2種高度地区	
市街化区域・市街化調整区域境界	———	第3種高度地区	第3種高度地区	
※ 第1種低層住居専用地域		第4種高度地区	第4種高度地区	
第2種低層住居専用地域		高度利用地区	高度利用地区	
第1種中高層住居専用地域		風致地区	第1種風致地区	
第2種中高層住居専用地域		第2種風致地区	第2種風致地区	
第1種住居地域		第3種風致地区	第3種風致地区	
第2種住居地域		準防火地域	準防火地域	
近隣商業地域		都市計画道路	都市計画道路	
商業地域		自動車専用道路	自動車専用道路	
道路又は河川等地形地物による地域・地区境界線	———	公園	公園	
上の例に示さない場合の地域・地区境界線	———	緑地・緑道	緑地・緑道	
外壁の後退距離1.0m	.....	墓園	墓園	
容積界	———	地区計画	地区計画	
上段容積率/下段建ぺい率	(200/60)	臨港地区	臨港地区	

※ 第1種及び第2種低層住居専用地域の建築物の高さの限度:10m

### 今回変更地区計画区域 (南芦屋浜地区)

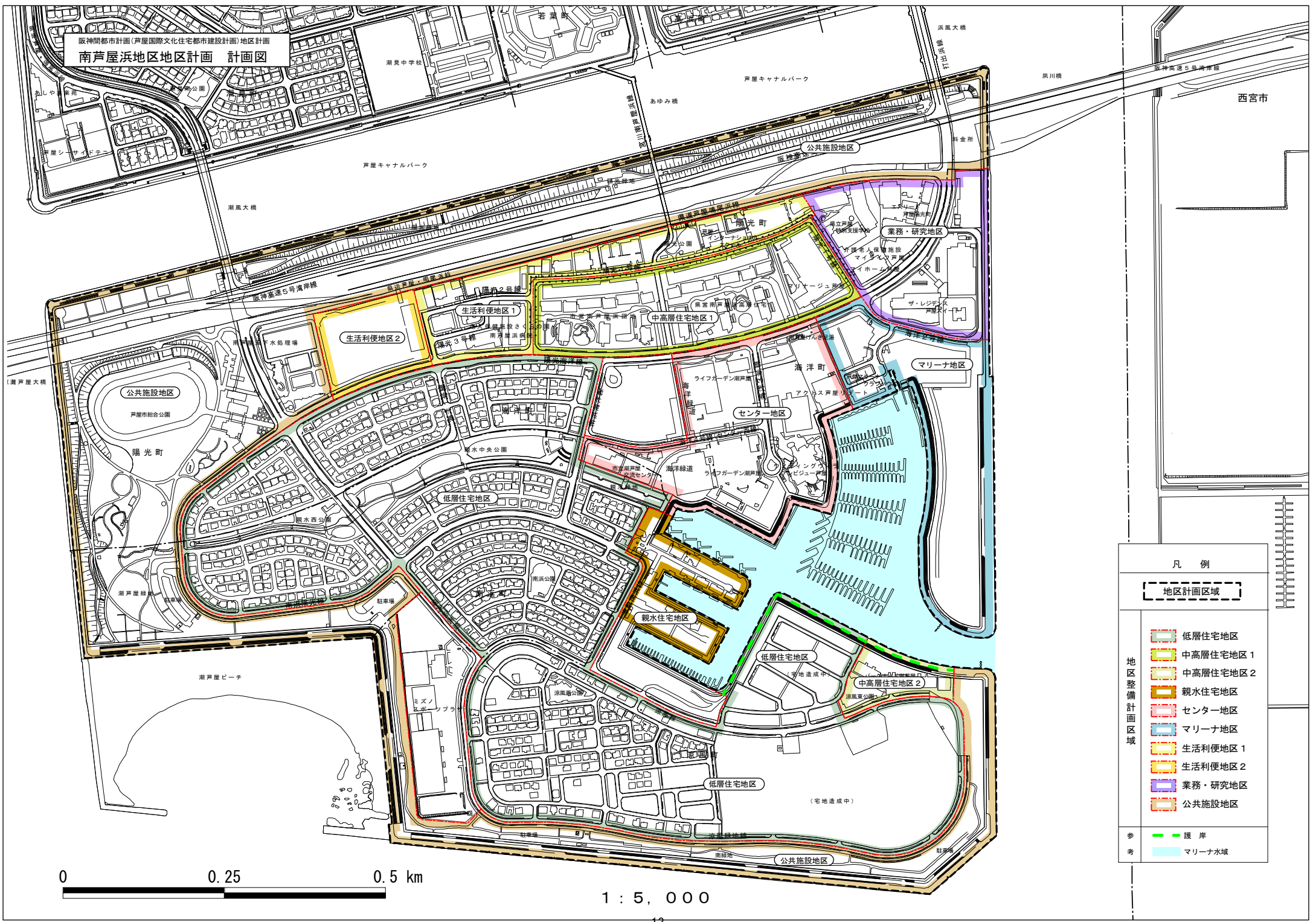
- (注) 1) 都市計画の内容は、平成26年2月現在のものである。  
 2) この図に表示する都市計画の位置及び区域は、おおむねの場所を表示するものである。  
 3) 芦屋市域外については都市計画道路のみを表示している。(詳細については、各市に照会してください。)

1 : 10,000





阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)地区計画  
南芦屋浜地区地区計画 計画図



凡例	
地区計画区域	
低層住宅地区	中高層住宅地区1
中高層住宅地区2	親水住宅地区
センター地区	マリーナ地区
生活利便地区1	生活利便地区2
業務・研究地区	公共施設地区
参	護岸
考	マリーナ水域

(白紙ページ)

(参考)

## 変更前後対照表

(赤字下線変更箇所)

区域の整備・開発及び保全の方針		
	変更後	変更前
土地利用の方針	<p>7. 「生活利便地区 <u>1</u>」 業務施設、医療施設及び生活利便施設等の生活関連業務施設等を設ける地区とする。</p> <p><u>8. 「生活利便地区 2」</u> <u>教育施設用地及び生活利便施設等の生活関連業務施設等を設ける地区とする。</u></p> <p><u>9. 「業務・研究地区」</u> 業務・研究用地とする。</p> <p><u>10. 「公共施設地区」</u> 都市生活に欠かせない下水道処理施設及び公園等の用地とする。</p> <p><u>11. 「教育施設地区」</u> 教育施設用地とする。</p>	<p>7. 「生活利便地区」 業務施設、医療施設及び生活利便施設等の生活関連業務施設等を設ける地区とする。</p> <p>8. 「業務・研究地区」 業務・研究用地とする。</p> <p>9. 「公共施設地区」 都市生活に欠かせない下水道処理施設及び公園等の用地とする。</p> <p>10. 「教育施設地区」 教育施設用地とする。</p>
建築物等の整備の方針	<p>6. 「生活利便地区 <u>1</u>」, 「生活利便地区 <u>2</u>」 緑とうるおいのある環境を形成するとともに周辺の居住環境との調和を図るため、建築物等の用途、敷地規模、建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。</p>	<p>6. 「生活利便地区」 緑とうるおいのある環境を形成するとともに周辺の居住環境との調和を図るため、建築物等の用途、敷地規模、建築物等の配置及び敷地内空地等に配慮して整備を行う。</p>

地区整備計画区域・細区分の変更面積			
	変更後	変更前	
地区整備計画の区域	約 117.5 ha	約 117.5 ha	
地区の細区分の名称	低層住宅地区	約 43.2 ha	約 43.2 ha
	中高層住宅地区 1	約 6.5 ha	約 6.5 ha
	中高層住宅地区 2	約 1.2 ha	約 1.2 ha
	親水住宅地区	約 2.4 ha	約 2.4 ha
	センター地区	約 7.8 ha	約 7.8 ha
	マリーナ地区	約 6.8 ha	約 6.8 ha
	生活利便地区 <u>1</u>	約 3.3 ha	約 3.3 ha
	<u>生活利便地区 2</u>	約 <u>2.0</u> ha	—
	業務・研究地区	約 4.7 ha	約 4.7 ha
	公共施設地区	約 <u>39.6</u> ha	約 41.6 ha

(参考)

地区整備計画の変更内容		
	変 更 後	変 更 前
地区名 項目	<u>生活利便地区 2</u>	公共施設地区
建築物等の用途の制限	<p><u>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</u></p> <p>(1) <u>住宅</u></p> <p>(2) <u>一戸建ての住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令第130条の3で定めるもの</u></p> <p>(3) <u>共同住宅、寄宿舎又は下宿</u></p> <p>(4) <u>学校（各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</u></p> <p>(5) <u>神社、寺院、教会その他これらに類するもの</u></p> <p>(6) <u>老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</u></p> <p>(7) <u>公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。）</u></p> <p>(8) <u>診療所、病院</u></p> <p>(9) <u>店舗、飲食店その他これらに類するもののうち建築基準法施行令第130条の5の3で定めるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</u></p> <p>(10) <u>自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</u></p> <p>(11) <u>公益上必要な建築物で建築基準法施行令第130条の5の4で定めるもの</u></p> <p>(12) <u>前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令第130条の5の5で定めるものを除く。）</u></p>	—
建築物の敷地面積の最低限度	<u>200㎡</u>	—
建築物の高さの最高限度	<p><u>1 建築物の高さの最高限度は15mとする。</u></p> <p><u>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が4m未満の範囲にあっては、当該水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が4m以上の範囲にあっては、当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。</u></p>	—
壁面の位置の制限	<p><u>1 県道芦屋鳴尾浜線の道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は、よう壁上部から3.2mとする。</u></p> <p><u>2 前項の道路を除く道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1.5mとする。</u></p> <p><u>3 隣地境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は1mとする。</u></p> <p><u>4 次の各号のいずれかに該当する場合は、前3項は適用しない。</u></p>	<p>前面道路境界線から建築物の外壁等の面までの距離の最低限度は3mとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) この限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>(2) この限度に満たない距離にある建築物の</p>

(参考)

	<p><u>(1) 前3項の限度に満たない距離にある建築物が、物置その他これに類する用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下であり、かつ、この限度に満たない距離にある部分の床面積の合計が5㎡以内であること。</u></p> <p><u>(2) 前3項の限度に満たない距離にある建築物の外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。</u></p>	<p>外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p>
<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p>	<p><u>1 県道芦屋鳴尾浜線に面してよう壁を造る場合は、勾配よう壁とし、沿道のような壁と形態を統一すること。ただし、前面による壁が隠れる程度の植栽を施す等、景観に配慮した形態、色彩、意匠とする場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>2 車庫又は駐車場の出入り口は、県道芦屋鳴尾浜線に面して新たに設けてはならない。ただし、現に県道芦屋鳴尾浜線に面する出入り口の位置の変更はこの限りでない。</u></p>	<p>—</p>
<p>垣若しくはさくの構造の制限</p>	<p>道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが0.6m未満のもの</p> <p>(2) 門</p> <p>(3) 門の袖で、その長さが<u>3m</u>以下のもの</p>	<p>道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 高さが0.6m未満のもの</p> <p>(2) 門</p> <p>(3) 門の袖で、その長さが2m以下のもの</p>

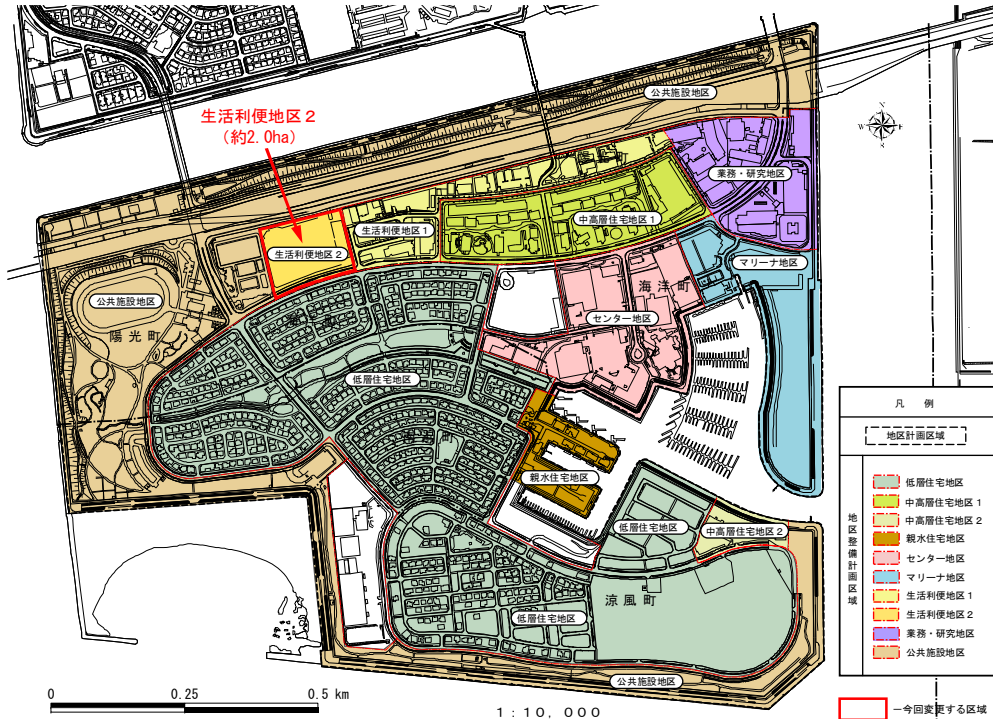
(白紙ページ)



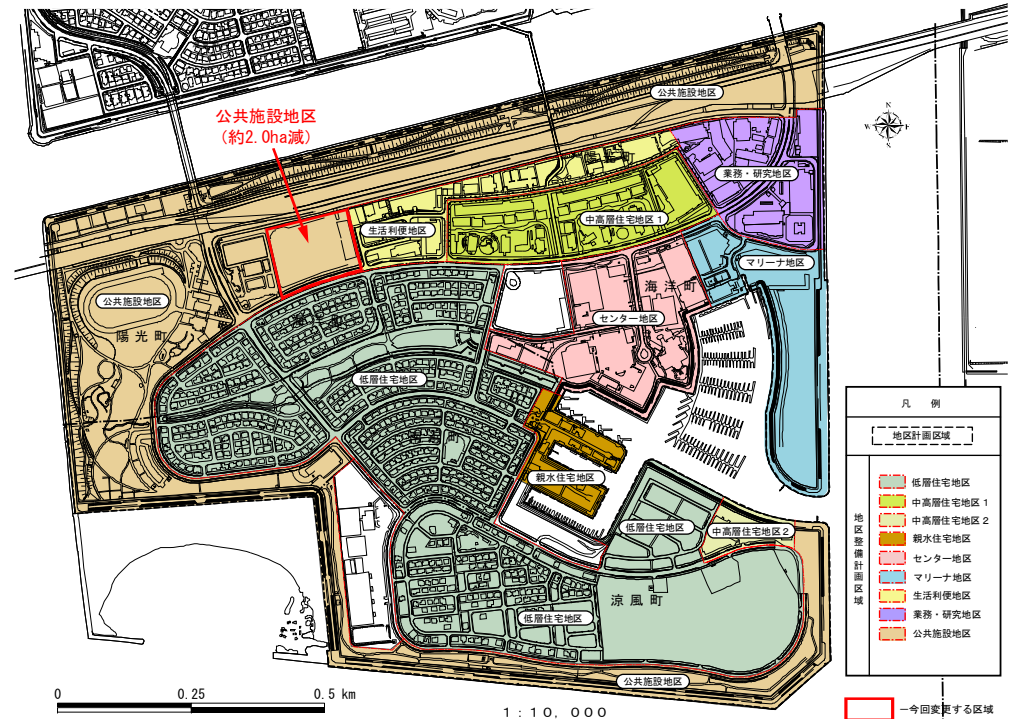
地区整備計画区域 変更前後比較図

変更後			変更前		
区域名	区域面積	備考	区域名	区域面積	備考
低層住宅地区	約43.2ha		低層住宅地区	約43.2ha	
中高層住宅地区1	約6.5ha		中高層住宅地区1	約6.5ha	
中高層住宅地区2	約1.2ha		中高層住宅地区2	約1.2ha	
親水住宅地区	約2.4ha		親水住宅地区	約2.4ha	
センター地区	約7.8ha		センター地区	約7.8ha	
マリーナ地区	約6.8ha		マリーナ地区	約6.8ha	
生活利便地区1	約3.3ha		生活利便地区	約3.3ha	
生活利便地区2	約2.0ha	区域新規設定	—	—	
業務・研究地区	約4.7ha		業務・研究地区	約4.7ha	
公共施設地区	約39.6ha	区域縮小	公共施設地区	約41.6ha	
合計	約117.5ha		合計	約117.5ha	

《地区整備計画変更後》



《地区整備計画変更前》



(白紙ページ)



## 縦覧結果と意見書提出状況

### 1 阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画の変更（芦屋市決定） 都市計画南芦屋浜地区地区計画の変更

#### 1) 地区計画等の案の作成手続きに関する条例による案の縦覧

縦覧期間	平成27年4月7日(火)から平成27年4月21日(火)まで
縦覧場所	都市建設部都市計画課
縦覧者数	なし
意見書数	なし

#### 2) 都市計画法第17条1項の規定による案の縦覧

縦覧期間	平成27年7月7日(火)から平成27年7月21日(火)まで
縦覧場所	都市建設部都市計画課
縦覧者数	なし
意見書数	なし

都市計画手続き日程表

(芦屋市)

議 題	平成26年度									平成27年度									備 考																		
	12月			1月			2月			3月			4月			5月				6月			7月			8月			9月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下						
【南芦屋浜】 地区計画の変更						下協議(関係機関)																												●12月 建築条例議決			
【南芦屋浜】 用途地域の変更																																					